

令和 8 年厚木市農業委員会 4 月定例総会議事録

日 時 令和 8 年 4 月 27 日 月曜日 午後 3 時 00 分から午後 3 時 45 分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13 番 山 川 宏 司

農業委員

1 番 小 池 よし子

3 番 大 塚 孝 雄

5 番 市 川 秀 夫

7 番 大 貫 昭 司

9 番 庄 司 隆 行

11 番 神 崎 吉 男

2 番 常 盤 悟

4 番 三 橋 能 弘

6 番 高 澤 友紀子

8 番 伊 藤 洋 文

10 番 高 瀬 正 美

12 番 山 口 泉（会長職務代理者）

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当
農地管理係主査

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告 14 件）
- 2 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（報告 5 件）
- 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（報告 4 件）
- 4 登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果について（報告 1 件）
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について（報告 4 件）
- 6 議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（3 件）
- 7 議案第 13 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（1 件）
- 8 議案第 14 号 新規就農者の認定について（1 件）
- 9 議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について（28 件）
- 10 議案第 16 号 「令和 9 年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び
「令和 9 年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出について

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。

これより、令和8年厚木市農業委員会4月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、7番の大貫昭司委員、9番の庄司隆行委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告いたします。

今回報告する対象は、3月11日から4月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

まず、令和7年度分の処理状況でございます。

法第4条につきましては、3件、3筆、面積は901平方メートルでございます。

法第5条につきましては、3件、5筆、面積は2,137平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、6件、8筆、面積は3,038平方メートルでございます。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの法第4条及び第5条を合わせまして、159件、256筆、面積は72,219.49平方メートルでございます。

続きまして、令和8年度分の処理状況でございます。

法第4条につきましては、5件、10筆、面積は2,256平方メートルでございます。

法第5条につきましては、3件、3筆、面積は1,179.00平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、8件、13筆、面積は3,435.00平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、3月11日から4月10日までに受付したもののについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

まず、令和7年度分の処理状況でございます。

被相続人は2人、農地の所有権を取得された相続人は3人、筆数は延べ7筆、面積は延べ1,101.00平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

次に、令和8年度分の処理状況でございます。

被相続人は2人、農地の所有権を取得された相続人は2人、筆数は延べ3筆、面積は延べ91.52平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。

御報告する案件は4件でございます。

初めに1番でございます。

対象地は七沢字坂下1筆、登記地目及び現況地目はともに畑で、面積は1,321平方メートルでございます。

賃貸人は七沢にお住まいのAさん、賃借人は七沢のNPO法人B理事長Cさんでございます。

賃借人の都合により、令和8年3月26日に合意解約されたものでございます。

続いて2番でございます。

対象地は七沢字横畑2筆、登記地目及び現況地目はともに田で、合計面積は1,053平方メートルでございます。

賃貸人は七沢にお住まいのDさん、賃借人は七沢のNPO法人B理事長Cさんでございます。

賃借人の都合により、令和8年3月26日に合意解約されたものでございます。

続いて3番でございます。

対象地は七沢字横畑1筆、登記地目及び現況地目はともに田で、面積は1,006平方メートルでございます。

賃貸人は七沢にお住まいのEさん、賃借人は七沢のNPO法人B理事長Cさんでございます。

賃借人の都合により、令和8年3月26日に合意解約されたものでございます。

最後に4番でございます。

対象地は七沢字横畑1筆、登記地目及び現況地目はともに畑で、面積は1,581平方メートルでございます。

賃貸人は七沢にお住まいのFさん、賃借人は七沢のNPO法人B理事長Cさんでございます。

賃借人の都合により、令和8年3月26日に合意解約されたものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」について御報告いたします。

御報告する案件は1件でございます。

横浜地方法務局厚木支局登記官から「農地の転用事実に関する照会」があったものでございます。

本件は、令和8年3月12日付けの案件で、土地の所在地は、三田字前田1筆、登記地目は田、面積は1,847平方メートルのうち1,574平方メートルです。

所有者は、三田にお住まいのGさんでございます。

調査しましたところ、当該地の一部については、昭和63年12月22日に資材置場として転用許可済みであり、現況が非農地であることを確認しました。ただし、分筆後の区域が農地転用済みの非農地部分に全て該当するかは不明であるため、その旨調査結果に記載しております。

国の通達に基づく、「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱い」により、事務局長専決事項として、調査結果を送付いたしましたので、御報告いたします。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<副主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は4件でございます。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は、三田にお住まいのHさん、対象地は三田字上山1筆、登記地目は田、面積は929平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成26年頃から駐車場及び資材置場として使用し、現在に至っているもので、平成28年度固定資産土地評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び市川秀夫委員に資料等による確認をいただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は、上荻野にお住まいのIさん、対象地は上荻野字吉野2筆、登記地目は田及び畑、合計面積は601平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和30年頃から住宅敷地の一部として使用し、現在に至っているもので、平成28年度固定資産土地評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、高澤友紀子委員及び高瀬正美委員に資料等による確認をいただいたものです。

続いて3番でございます。

証明願の提出者は、岡津古久にお住まいのJさん、対象地は岡津古久字廣町1筆、登記地目は田、面積は350平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成21年頃から山林の一部となり、現在に至っているもので、平成21年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、三橋能弘委員に資料等による確認をいただいたものです。

最後に4番でございます。

証明願の提出者は、寿町3丁目にお住まいのKさん、対象地は岡津古久字廣町2筆、登記地目は畑及び田、合計面積は1,401平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成21年頃から山林の一部となり、現在に至っているもので、平成21年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、三橋能弘委員に資料等による確認をいただいたものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

対象地は飯山字山田原1筆、現況地目は畑、面積は595平方メートルです。

渡人は飯山にお住まいのLさん、受人は三田にお住まいのMさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機。

労働力につきましては、本人及び妻の2人です。

続いて2番でございます。

対象地は戸田字鴉町3筆、現況地目は全て田、合計面積は1,701平方メートルです。

渡人は戸田にお住まいのNさん、受人は戸田にお住まいのOさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人及び父の2人です。

最後に3番でございます。

対象地は及川字竹ノ鼻4筆、及川字小山1筆、及川二丁目2筆、現況地目は全て田、合計面積は4,312平方メートルです。

渡人は茅ヶ崎市南湖1丁目にお住まいのPさん、受人は三田にお住まいのQさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人のみです。

なお、1番から3番の全てにおいて、農地法に規定する各規準については満たしています。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 6、議案第12号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 6、議案第12号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、許可することに決しました。

次に、日程 7、議案第13号「農地法第 5 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主査〉

ただいま議題となりました議案第13号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は 1 件でございます。

対象地は上荻野字清田谷 3 筆、登記地目は全て畑、合計面積は743平方メートルです。

受人は相模原市緑区根小屋の R 合同会社代表社員 S さん、渡人は上荻野にお住まいの T さんです。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の広がり、規模が10ヘクタール以内の第 2 種農地です。

受人は相模原市緑区内に事業本所を置く法人で、以前、事業本所移転を余儀なくされた際、現事業本所とは距離のある静岡県伊豆の国市内に資材を仮置きする形でこれまで事業展開してきましたが、業務効率低下や運搬コストが嵩むことから、事業本所や主な現場に近い神奈川県央地域に正式な資材置場を設ける必要があるため、今回の申請地を選定され申請されました。

申請地は、東側及び北側は道路、西側及び南側は畑に接しております。

北側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口部分を除き鋼板柵を新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

他法令につきましては、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、承認済みでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何かご質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第13号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第13号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程 8、議案第14号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当>

ただいま議題となりました議案第14号「新規就農者の認定」について、御説明いたします。

お諮りする案件は 1 件でございます。

申請人は、田村町にお住まいの U さんです。

厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第 2 条第 2 項第 4 号に規定する「都道府県知事が認定した農業経営者若しくはそれに準じる認定農業者のいる農家等における 2 年以上かつ年間約 1,200 時間の就農に向けて必要な技術等を習得できる研修」を修了しております。

食料不足が話題になる中、家庭菜園を始めたことがきっかけで、野菜を育てる楽しさと食の大切さを実感し、もっと深く農業に関わりたいとの思いで就農を志しておられます。

耕作予定地については、日程 9、議案第15号で御審議いただきますが、中荻野字上中原 2 筆、現況地目はともに畑、合計面積は 2,409 平方メートルのうち 2,049 平方メートルです。

通作距離は、約 7.6 キロメートル、車で 22 分ほどです。

作目は、スイカや長ねぎ、玉ねぎなどの育成を予定しております。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号に掲げる認定基準の要件全てを満たしているものです。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第14号「新規就農者の認定」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 8、議案第14号「新規就農者の認定」については、原案のとおり決しました。

次に、日程 9、議案第15号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についてを議題といたします。

なお、本議案の 1 番については、伊藤洋文委員が関係する事案です。

「農業委員会等に関する法律第31条」の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、伊藤洋文委員の退出を求めます。

〔伊藤洋文委員 退出〕

〈議長〉

それでは、日程 9、議案第15号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 1 番について、事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当〉

ただ今議題となりました、議案第15号、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 1 番について、御説明いたします。

渡人は温水にお住まいのVさん、受人は温水にお住まいのWさんです。

対象となる農地は、温水字長久保 1 筆、現況地目は畑、面積は1,067平方メートルでございます。

利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の設定で、農用地利用集積計画からの移行でございます。

なお、受人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定する要件を満たしているものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 9、議案第15号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程 9、議案第15号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の1番について、原案のとおり決しました。

ここで、伊藤洋文委員を入室させてください。

〔伊藤洋文委員 入室〕

<議長>

それでは、日程 9、議案第15号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の2番から28番までに
ついて、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当>

ただ今議題となりました、議案第 9 号、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の2番から28番
について、御説明いたします。

今月は貸借の開始期が令和 8 年 6 月 1 日のものについてお諮りいたします。

お諮りする案件は、27件、108筆、合計面積は63,166平方メートルでございます。

権利の種類別では、賃貸借権が 1 件、使用貸借権が26件、設定期間については、3年間が26件、
6年間が1件となっております。

従前の農用地利用集積計画からの移行が16件、新規が1件、一部新規が1件でございます。

なお、受人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な
農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18
条第5項に規定する要件を満たしているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 9、議案第15号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 2 番から28番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程 9、議案第15号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 2 番から28番について、原案のとおり決しました。

次に、日程10、議案第16号『「令和 9 年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和 9 年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出』についてを議題といたします。

なお、この件につきましては、先般、「農政対策検討会」において協議・検討がなされておりますので、市川担当理事から説明をお願いしたいと思います。

<市川担当理事>

本件につきましては、県農業会議が行う令和 9 年度に向けた県知事への建議のための当農業委員会の要望、意見となっております。

3 月25日開催の農政対策検討会で検討した結果、昨年度提出した要望に一部追加し、提出するべきと判断をいたしましたので、お諮りするものでございます。

詳細は事務局から説明させますので、よろしくお願いいたします。

<議長>

市川担当理事、ありがとうございました。

続いて、事務局の説明を求めます。

<副主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、議案第16号『「令和 9 年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和 9 年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出』について御説明いたします。

本件につきましては、1 月に県農業会議から取りまとめ依頼があり、2 月全員協議会の資料送付により、委員の皆様には要望・意見案の提出をお願いさせていただいたものです。

委員の皆様からは、先ほど市川委員から御説明いただいたとおり、県内では鳥獣被害対策、ヤマビル駆除及び熱中症対策が必要な状況であり、3 月25日に開催した農政対策検討会では、令和 9 年度の要望について、昨年度の要望に加え新規要望として農地の保全対策及び窃盗対策を追加するということを決定いただきました。

内容につきましては、鳥獣被害による農作物被害は、農業者の営農意欲を喪失させ、遊休・荒廃農地の発生原因となっていること。

ヤマビルによる吸血被害も同じく営農意欲減退理由の一つであり、移動を媒介する野生鳥獣対策のみならず、ヤマビル対策も強化すべきであること。

夏季においても農作物の手入れは必要であり、暑い中での作業をしなければならない状況も想定

されることから、農作業中の熱中症を防ぐためのアイテム等の購入費に係る補助を検討すること。

以上の理由を踏まえ、次のとおり継続の意見を取りまとめました。

ニホンザルについては、捕獲、追い上げ及び防護柵設置等の対策を継続しているが、農業被害及び人里への侵入が続いているため、支援を更に強化すること。

イノシシ及びニホンジカによる農業被害も増加傾向にあるため、特定鳥獣として頭数管理等を含めた積極的な支援を行うこと。

ヤマビル被害防除対策についても、早期的な解決策を見出すとともに、事業の継続にあたり支援を強化すること。

6月から9月にかけては、暑い中での農作業となることから農作業においても熱中症対策が必要である。農作業における熱中症対策に係る補助について検討すること。

また、新規要望として、農地への無断侵入による不法投棄や農作物・農機具の窃盗被害は、農作業への支障に加え、再購入費用や精神的負担など農業者に深刻な影響を与えていることから、一定条件を満たす農業者を対象に、被害抑止に向けた支援策として防犯カメラ設置への補助を検討すること。

本日は、この要望について、県農業会議に提出してよろしいかをお諮りするものでございます。

なお、本日御審議いただいた結果につきましては、月末までに県農業会議に報告する予定となっております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<庄司隆行委員>

スクミリンゴガイが増えているため、その対策についても追加して欲しい。

<副主幹兼農地管理係長>

承知しました。

<議長>

ほかに質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第16号『「令和9年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和9年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出』について、原案にスクミリンゴガイ対策を加え、提出することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程10、議案第16号『「令和9年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和9年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出』について、原案にスクミリンゴガイ対策を加え、提出することが決定されました。

なお、提出の際は、各委員の承認を得たうえで提出するようにしてください。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年厚木市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。

令和8年4月27日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
